

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 地籍調査に関する事業計画を定めた件
- 県営土地改良事業計画を定めた件
- 土地改良法により換地処分をした件二件
- 土地収用法により収用の手続を開始した件

公告

- 随意契約の相手方を決定した件
- 落札者を決定した件二件
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件
- 一般競争入札を行う件
- 福島県病院局
- 落札者を決定した件

二四三 二四二 二四一 二四〇 二三九 二三八 二三七 二三六 二三五 二三四 二三三 二三二 二三一 二三〇 二三九 二三八 二三七 二三六 二三五 二三四 二三三 二三二 二三一 二三〇

告示

福島県告示第三百七十五号
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、令和七年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。
 令和七年五月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

調査を行う者の名称	調査地 域	調査期 間
福島市	松川第一 松川第二	令和八年三月二二日
伊達市	栗野第二	同

郡山市	笹川第一〇 石筵・高玉 笹川第一一 芦ノ口・塩ノ原 石筵第九	同
天栄村	湯本第三一 湯本第三二	同
白河市	白井掛下	同
塙町	片貝二 湯舟二 大畑一 片貝三	同
会津若松市	宮町第二	同
喜多方市	小舟寺第四	同
湯川村	水谷地	同
会津美里町	螺良岡北 螺良岡南	同
南会津町	川島第一 川島第二	同
いわき市	下永井B	同

（農村計画課）

福島県告示第三百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、北屋敷地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和七年五月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和七年五月二十八日から
同 年六月十六日まで（二十日間）
- 縦覧の場所
平田村役場
- その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
(農村計画課)

福島県告示第三百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、令和七年五月十二日広野地区南山工区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
令和七年五月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村基盤整備課)

福島県告示第三百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、令和七年五月十二日広野地区北沢工区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
令和七年五月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村基盤整備課)

福島県告示第三百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第六十九条の規定により適用される土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)第三十一条の規定により収用の手続が保留されている事業地について、次のとおり収用の手続が開始される。
令和七年五月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 復興庁
- 二 都市計画事業の種類及び名称 浪江都市計画研究施設事業1号福島国際研究教育機構
- 三 収用の手続が保留されている事業地 福島県双葉郡浪江町大字川添字寺前、字中ノ目、字八斗蒔及び字東師内地内
- 四 収用の手続が開始される事業地 福島県双葉郡浪江町大字川添字八斗蒔及び字東師内地内
- 五 収用の手続が開始される事業地を表示する図面の縦覧場所 浪江町役場建設課

(土木総務課用地室)

公告第105号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年5月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
53,055,697円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（市町村行政課）

公告第106号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムインターネットセキュリティ装置及び負荷分散装置機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年5月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステムインターネットセキュリティ装置及び負荷分散装置機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額
176,319,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年2月7日

（デジタル変革課）

公告第107号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるネットワーク回線調達及び保守業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年5月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称
ネットワーク回線調達及び保守業務
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
エクシオグループ株式会社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
- 5 落札金額
36,003,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年2月7日

(デジタル変革課)

役別	氏名	住所
土地改良区の名称	三穂田土地改良区	
退任した役員	安田 茂男	郡山市三穂田町八幡字北河原三一番地の四
就任した役員	古川 新一	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	伊藤 正行	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	高橋 和男	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	熊田 一弘	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	吉田 義明	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	安田 真也	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	遠藤 清一	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	大原 春夫	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	伊藤 正喜	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	吉田 元治	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	橋本 萬弘	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	熊田 基	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	高原 栄治	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	柳沼 守	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	坂本 強	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	安田 正樹	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	酒井 利三	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	酒井 茂喜	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	安田 秀	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	半谷 啓一	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	松井 文宏	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	星野 邦男	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	鈴木 榮治	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	遠藤 宝作	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	高橋 甲之	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	芦名 房雄	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地
同	安田 茂男	郡山市三穂田町大谷字西前田六四番地

福島県知事 内堀雅雄

公告第百八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 令和七年五月二十七日

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年6月18日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年5月27日（火）から同年6月18日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年6月4日（水）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年6月4日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年7月9日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月8日（火）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Tractor with Snow Plow2 (18t class) 1 unit

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 9 July 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 8 July 2025

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,

Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県病院局

公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立病院（診療所）5施設で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

令和7年5月27日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県立病院（診療所）5施設で使用する電気 予定数量3,849,200kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 落札金額
123,064,639円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年2月14日

（病院経営課）